

AFCP 2.0 の 4 回目の試行期間延長とその有効活用

2015年10月19日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

審査官と利害関係者（出願人等）の間における協力を促進すると共にプロセキューションをコンパクトにするための継続的努力の一環として、Final OA に対する応答後の審査官による更なる考慮時間を確保するパイロットプログラム（**After Final Consideration Pilot (AFCP)**）が試行されました（2012年3月25日～2013年5月18日）。なお、USPTO は、本試行プログラムにより、Final OA 後に RCE の請求件数を減少させることを目的としていました。

その後、**AFCP 2.0** に改訂され、**1 回目**の試行期間の延長（2013年5月19日～2014年9月30日）が行われました。その後、**2 回目**の試行期間の延長（2014年9月30日まで）および**3 回目**の試行期間の延長（2015年9月30日まで）がそれぞれ行われました。そして、このたび、**4 回目**の試行期間の延長が行われ、現在試行中です（2016年9月30日まで）。

以下に、AFCP 2.0 の手続の詳細、試行状況、及び、有効活用等について説明します。

【全 6 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.